

3. どんな人が新たに加入することになったの？

**平成29年4月から、従業員数が500人以下の会社で働く方も、
労使で合意がなされれば、社会保険に加入することができるようになりました！**

以下の(1)～(5)の要件を全て満たす短時間労働者の方が対象です。
お手もとに雇用契約書や労働条件通知書、給与明細書などをご用意の上、ご確認ください。

(1) 1週間あたりの決まった労働時間が20時間以上であること

▶労働時間の中に残業時間は含めません。あらかじめ決まっている労働時間(所定労働時間)をご確認ください。

(2) 1ヶ月あたりの決まった賃金が88,000円以上であること

▶賃金の中に賞与、残業代、通勤手当などは含めません。あらかじめ決まっている賃金(所定内賃金)をご確認ください。契約書等で不明な場合は、例えば「時間給×週の所定労働時間×52週÷12か月」で計算します。

(3) 雇用期間の見込みが1年以上であること

▶雇用期間が1年未満である場合であっても、就業規則や雇用契約書等の書面においてその契約が更新される場合がある旨が明示されている場合などを含みます。

(4) 学生でないこと

▶ただし、夜間、通信、定時制の学生の方は対象となります。

(5) 以下のいずれかに該当すること

- ① 従業員数が501人以上の会社(特定適用事業所※)で働いている
- ② 従業員数が500人以下の会社で働いていて、社会保険に加入することについて**労使で合意がなされている**

(※) 正社員の方など、すでに社会保険の対象となっている従業員の数で数えます。当てはまるか不明の場合は、日本年金機構ホームページの「適用事業所検索システム」(https://www.nenkin.go.jp/do/search_section/)をご確認ください。

4. 従業員500人以下の会社の場合、労使の合意はどのように行いますか？

- ・労使の合意とは、短時間労働者の方が社会保険に加入することについて、同意対象者(※1)の2分の1以上の同意を得た上で、事業主が、管轄の年金事務所(※2)に申出することをいいます。
 - (※1) 厚生年金保険の被保険者である方々と上記(1)～(4)の要件を全て満たす方々等を指します。
 - (※2) 健康保険組合に加入している場合は、健康保険組合に対しても申出を行う必要があります。
- ・同意対象者の過半数で組織する労働組合や過半数を代表する者がいる場合には、そうした方々の同意も有効です。
- ・社会保険の加入を希望する短時間労働者の方は、お勤めの会社の労働組合の事務局の方や労使協定の代表者の方などにご相談ください。

5. その他気をつけておくべきポイント

- ・社会保険の被扶養者(第3号被保険者)かどうかを判断する年収130万円の基準に変更はありませんが、年収130万円未満であっても、上の加入要件に当てはまる方は、被扶養者とはならず、自身で厚生年金保険・健康保険に加入することになります。
- ・配偶者が勤めている会社から支給される扶養手当(家族手当等)の支給要件については、その会社にお問い合わせください。
- ・厚生年金保険・健康保険の加入手続は勤め先の会社を通して行いますが、現在ご自身で国民健康保険に加入している方は、国民健康保険の資格喪失の届出をご自身で行う必要があります。詳しくは、お住まいの市町村にお尋ねください。
また、現在、配偶者の健康保険に加入している被扶養者の方も、資格喪失の届出を配偶者の会社を通じて行う必要がありますので、その旨を配偶者の会社に申し出てください。

6. より詳しく知りたい方へ

労使での合意の手続きなど、社会保険の適用拡大についての詳しい内容は、厚生労働省のホームページをご覧ください。ただ、最寄りの年金事務所にお尋ねください。

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/2810tekiyoukakudai/>

こちらのQRコードからも入れます →→→

